# 告発事例の紹介と違反処理の効果について

須賀川地方広域消防本部 予防課 査察指導係長 境田孝伸

松明あかし

## 管内について

須賀川地方広域消防組合が管轄するのは、1市4町3村で福島県の中央からやや南に位置し、東はいわき市、北は郡山市に隣接した自然豊かな地域である。

管轄地域の中核市である須賀川市は「岩瀬きゅうり」と呼ばれる夏秋きゅうりの産地として日本トップクラスの生産量を誇り、「きゅうり」が主役の名物まつり「きうり天王祭」が開催されるほど「きゅうり」と縁の深い街である。

さらに、日本三大火祭りの一つである「松明あかし」や多くの見物客が集まる「釈迦堂川花火大会」など、火に関するイベントも毎年開催されている。

## 消防本部の組織と予防業務体制

当組合は1本部2消防署6分署1分遣所で構成され、人口約12万7,000人を管轄している。職員数204名で組織されており、本部配属職員の日勤者が25名、その他の職員が隔日勤務で2交代制を敷いている(令和6年7月現在)。

予防業務体制は、本部予防課に日勤者5名が配置されており予防業務全般を行っている。2交代制を敷く各署所にも予防係を配置し、予

防業務全般を担っているうえ、予防係以外の職員も査察、各種検査、火災原因調査等の予防業務に携わるため、ほとんどの職員が予防業務を経験できる。

これは、当組合の強みでもあると思う。

### 違反処理の推進へ

当組合は遅ればせながら令和２年度から「違反対象物の公表制度の開始」に併せて「重大な消防法令違反に対する違反処理の実施」を組織決定し、当時の予防課担当者がその準備として、当組合の違反処理規程に基づき手続きの見える化のためのフローチャートを示してくれていた。

これが、後に大きな助けとなる。

### 違反処理の開始当初

筆者は、令和２年度の人事異動により予防課へ配属となり、違反処理の担当係となった。

なお、担当者としての準備期間はほとんどない。

正直、不安と焦りが入り混じっていた。

案の定、各署所から違反処理に関して、「何をどうすればいい？」などの問い合わせが殺到した。

当組合の規程では警告までは管轄署所、命令以降を予防課が行う体制となっているが、管轄署所には、警告に関する違反事実の認定から警告書交付までの手続きのノウハウがないという事実が表面化した。

また、命令以降の業務を担当する予防課も同様であった。

前述した違反処理等の予防業務に関して一定の経験がある職員は誰一人としていなかった。

すなわち、当組合として違反処理を行った経験はなかったのだ。

### 違反処理シミュレーション

各署所からの疑義に対応するが、なかなか実務に結びつかない。

そこで、全署所から参加者を募り実際の違反を想定し違反調査のシミュレーションを実施することとなった。

初の試みということもあり非常に多くの職員が参加してくれた。

シミュレーション後には、十分な時間を取って質疑応答、意見交換等を行った結果、違反処理に向けての実況見分、関係者への質問、写真撮影、図面作成などに必要な事項が明らかとなり、違反調査の実務に関する疑問が解消され、書類を作る材料の準備ができた。

しかし、今度は、「何の書類をどう作るんだ？」という問い合わせが寄せられるようになったので、「あれっ？　立入検査から警告書交付までのフローチャートが示されていたのでは？」と思い前任者が作成し通知していた質疑応答の確認の有無について聞いたところ予防係以外はよく確認していないということだったので、改めて全署所に周知した。

問い合わせごとに説明していては、違反処理の開始はさらに遅れていたであろう。これを想定して準備してくれていた前任者には改めて感謝したい。

### 重大違反対象物の状況

令和２年度、初の違反処理へ向けて本格的に動き始めた。管内の重大違反対象物は、特定用途防火対象物５件、非特定用途防火対象物20件。

消防法第5条の3シミュレーション

令和5年度違反是正講習会

結果から先にお伝えすると、警告を匂わせた行政指導の段階で15件（特定３件、非特定12件）、警告で４件（特定１件、非特定３件）、命令で５件（いずれも非特定）の是正が２年程度で完了（命令のうち１件は、現在是正工事中）した。

管轄署所が丁寧な説明と指導を行い、是正の意思が示されなければ躊躇なく警告を行った。

警告の履行期限が到来してもなお是正しない違反対象物には予防課が命令を行った。

今まで数年から十数年間、是正されなかった違反が嘘のようになくなっていった。

ただ、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の設置命令に従わない衣料品販売店を除いては…。

次に、設置命令違反として告発を行った衣料品販売店との行政処分等におけるやりとりとその結末についてお伝えする。

なお、名宛人の特定などの、通常行われる手続きの一部については記載を省略する。

## 事例紹介

### ○違反対象物の概要

**用途**：衣料品販売店（消防法施行令別表第一（４）項）

**構造規模**：木造２階建て

**延べ面積**：1,035.99㎡

**関係者**：法人Ａ
代表取締役Ｂ

※店舗の一部を住宅として使用

### ○違反事項

①屋内消火栓設備未設置

②自動火災報知設備過半未設置
（受信機型式失効など）

### ○指導経過

過去の経過を見ると、昭和52年に498.87㎡の店舗併用住宅として防火対象物使用開始届出書が提出され、同年に自動火災報知設備などの消防検査が行われている。

以降、敷地内の倉庫など４棟を屋根や外壁で接続し最終的な延べ面積となっていた。

驚いたのは、消防用設備等点検結果報告書の提出が一度もなかったことだ。

さらに、管轄分署による13回の立入検査で指導しているにもかかわらず全く応じない姿勢であり、違反処理を行ううえで相当な苦労があるのではないかと思った。

令和２年６月、現状と是正の意思確認のため管轄分署と合同で立入検査を実施した。

やはり、違反は確定的で是正の意思も感じられず、違反処理以外に道はないと確信した。

### ○違反調査

令和２年７月、警告に向けた違反調査を実施。消防用設備等が未設置である事実の見分や代表取締役Ｂに対する質問もスムーズに行えた。

これも、事前に実施したシミュレーションの成果であることに加えて、ほとんどの職員が火災原因調査を担当するため見分や質問に慣れていることがその要因であるように感じた。

### ○警告書交付（消防法第17条第１項違反）

令和２年９月、警告書交付。名宛人は建物管理者である代表取締役Ｂ氏。履行期限は、見積もり期間を含め４か月とした。

また、命令や告発を見据えている旨を管轄警察署へ伝え、今後の進め方について擦り合わせを行った。

告発となった場合、福島県警としても消防法違反による告発は２例目と実例が少なかったた

め、提出先を管轄警察署とし県警本部とも協議を進めながら検察へ送検することで合意した。

消防機関としては、人命危険の排除が目的である旨を伝えたところ、一度、管轄警察署立会いの下、説得を試みようということになった。

警察官が代表取締役Ｂへ違法のリスクについて丁寧に説明してくれた。

ただ、代表取締役Ｂは、消防を批判したり不景気を主張したりと全く耳を貸さなかった。

その後も行政指導を繰り返したが、あっという間に履行期限を迎えた。

**○命令書交付（消防法第17条の４第１項）**

命令に向けた違反調査を実施し、違反が是正されていないことを確認。代表取締役Ｂ氏は、経済的な理由を主張し是正を拒んだ。

令和３年１月、命令書を交付し公示を行った。

履行期限は、見積もり期間を除き３か月としたが、これも是正には至らなかった。

**○告発（刑事訴訟法第239条）**

令和３年４月、命令事項の履行確認と告発要件の確定のため実況見分及び質問を実施し、当初からの違反が継続していることと代表取締役Ｂの是正を行わない意思を確認した。

令和３年６月、告発状を管轄警察署へ提出したが、県警本部で関係法令や添付資料の確認などを行った後に受理すると伝えられた。

令和３年８月、管轄警察署から「屋内消火栓設備の設置命令違反と自動火災報知設備の設置命令違反」の２件の告発状を１件に統合してほしい旨の連絡があった。

令和３年９月、２件の告発状を１件に統合し提出、管轄警察署での受理となった。

本事案は、消防が警察に対して、法人Ａ及び代表取締役Ｂの両方に処罰を求めることとした。

処罰を与えるにあたっては故意的に違反を継続している証明（故意犯処罰の原則）が必要とされるが、今回の場合では既に警告、命令、さらには公示もしており違反継続が故意的であることは明確であった。

警察から検察へ手続きが移行すると、今度は検察から資料の追加提出が求められた。

要請があったのは、棟を合体し１棟とした根拠を示してほしいというものであった。

これには、建築基準法による「別棟と認められる４つの規定」を否定する方法により疎明した。

検察からの資料の要請は、この１点のみであった。

**○起訴決定と結果**

令和５年10月、管轄の検察から起訴処分とした通知が届き起訴となった事実を知ることができた。

ここでは、検察からの処分通知に関する根拠等は省略する。

だが、筆者は図々しい性格なので、直接、管轄の検察支所へ電話で起訴の結果を照会した。

当然、照会には対応いただけないだろうと思ったが、告発人が消防であることから、回答をいただくことができた。

その後、裁判所に照会したところ、法人Ａ及び代表取締役Ｂそれぞれに罰金刑10万円が決定し、確定した事実が確認された。

また、法人Ａは刑の確定２か月前に違反防火対象物を閉鎖し、小規模テナントへ業務を移行していた。

これにより、事実上、違反は是正され、完結を迎えることができた。

是正まで３年超の年月を要したが、違反処理自体に苦労を感じることはなかった。

釈迦堂川の桜とこいのぼり

### 違反処理を推進してみて

令和２年度から違反処理を実施し十数年進展のなかった重大違反が是正された現実を目の当たりにすると、違反処理の効果は「絶大」だと改めて知ることができた。

ただ、違反処理の効果が大きいことよりも、違反処理がもたらした別の効果が筆者としては嬉しかった。

それは、若い職員が進んで査察結果に対する追跡指導を行うようになったことである。

では、なぜこのような効果が生じたのか、若い職員へ聞き取りをしてみた。

答えは２つあった。

「違反処理は面倒くさいからやらないようにしたい」「違反処理を匂わせた行政指導で十分な効果が体感できたから」というものであった。

そのおかげで、違反が放置されなくなり、良い意味で違反処理によって違反を是正させていこうという予定が狂ってしまった。

若い職員たちが行っている追跡指導の一例を挙げると、防火管理者未選任事業所に対しては、

①資格付与講習の案内
②申込期間初日に申込みを促す一斉連絡
③数日後に申込みの事実確認
④受講事実の確認
⑤選任の届出の案内

である。

これを若い職員たちが自ら上司に提案し、管理表を作り担当者を割振って行っている。

電話で完結できる指導ということもあり、上司も安心して任せられると言う。

明らかに組織が有機的に機能している。

これが、職員からも事業所からも嫌がられる違反処理の効果の一つである。

### おわりに

今回、紹介した告発事案を含め違反処理へ移行した事案を担当した管轄署所の担当者には、様々な業務をこなしながら違反処理に関する業務を担っていただき苦労をかけてしまった。本当に頭が下がる思いである。

また、告発を見据えた際の相談に向き合ってくれた警察の担当者にも感謝を申し上げたい。

全国の消防本部は組織構成や内部の事務分掌がそれぞれ違っている。

それにより違反処理がもたらす良い効果もそれぞれ違うものになると思う。

それは、やってみなければ分からない。

なので、やるべきなのである。

消防が達成すべき目的に向かっているのだから。

釈迦堂川花火大会